官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○公営住宅法施行令の一部を改正する政令（三四六）　三
○健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三四七）　七
○シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（三四八）　七
〔その他告示〕
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を定める件（**衆議院**二）　七
○国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が納付受託者を指定した件（**厚生労働**三八）　七
○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録をした件（**経済産業**一五〇）　七
○登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件（**国土交通**一三四一、一三四二）　七
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**二二、二三）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二七〇～二七二）　八
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者を決定した件（**最高裁**一〇）　九
○最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者を決定した件（**同**一一）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣　法務省　岐阜県　沖縄県　仙台市　名古屋市　堺市　広島市　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇
法　務
公証人法第十三条ノ二に規定する公証人の選考に関する公告（検察官・公証人特別任用等審査会）　一〇
除籍が滅失した件（法務省告示配一七九）　一一
〔地方自治事項〕　一一
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　一二

本号で公布された法令のあらまし

◇公営住宅法施行令の一部を改正する政令（政令第三百四十六号）（国土交通省）

1　公営住宅の家賃の決定の基礎等となる収入の計算について、ひとり親に係る控除の額を引き上げる。（本則関係）

2　附則

(1)　この政令は、令和十年一月一日から施行する。（附則第一項関係）

(2)　所要の経過措置を定める。（附則第二項、第三項関係）

◇健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三百四十七号）（厚生労働省）

第1　国民健康保険法施行令の一部改正

1　市町村による国民健康保険法第七十六条第一項の保険料の減額賦課についての同法第八十一条に規定する政令で定める基準について、均等割額の減額の対象を十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者に拡大する。（第二十九条の七第六項関係）

2　国民健康保険法第七十三条第六項の新設に伴い、国民健康保険法施行令附則第一条の三に規定する病床転換支援金等を納付する組合に対する経過措置について、所要の読替規定を整備する。（附則第一条の三関係）

3　その他所要の改正を行う。

第2　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正

1　国民健康保険法第七十三条第六項の新設に伴う国民健康保険組合（以下「組合」という。）の療養の給付等に要する費用等に対する国庫補助の割合については、次の基準のいずれも満たす場合について、組合被保険者一人当たり所得額が二百七十万円以上二百八十万円未